

## 令和3年4月臨時会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和3年4月27日（火） 開会 午後 2時23分  
閉会 午後 4時 5分

場所 第5委員会室

出席委員 永瀬秀樹委員長

松井弘副委員長

飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、木下高志委員、小林哲也委員、  
石川忠義委員、岡重夫委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、深谷顕史委員、  
秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

板東博之産業労働部長、目良聡産業労働部副部長、  
山野隆子産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、  
高橋利維経済対策幹、大熊聡商業・サービス産業支援課長、  
近藤一幸産業支援課長、小貝喜海雄次世代産業幹、齊藤豊先端産業課長、  
秋山純企業立地課長、番場宏金融課長、島田守観光課長、田中健雇用労働課長、  
澁澤幸人材活躍支援課長、檜山志のぶ多様な働き方推進課長、  
益城英一産業人材育成課長

[危機管理防災部]

澁澤陽平危機管理防災部副部長、内田浩明危機管理課長、  
山口芳正危機管理課危機対策幹

[保健医療部]

小松原誠保健医療部副部長、縄田敬子保健医療政策課長、  
坂梨栄二食品安全課長、横内治感染症対策課長

会議に付した事件並びに審査結果

### 1 議案

議案番号	件名	結果
第85号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	原案可決

## 【付託議案に対する質疑】

### 飯塚委員

- 1 新たに13市町をまん延防止等重点措置区域に指定した理由は何か。
- 2 東京都と隣接する八潮市、三郷市、吉川市を指定しない理由は何か。
- 3 まん延防止等重点措置区域の飲食店に対し、午後5時から午後8までの営業時間短縮要請を行うことに加えて、終日、酒類の提供自粛を要請するにもかかわらず協力金の最低金額が40,000円から増額にならないのはなぜか。
- 4 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証ステッカーについて、いつ、どのように広報したか。

### 危機管理課長

- 1 東京都では本年4月23日に緊急事態宣言が発令され、百貨店等の休業要請が決定されたため、埼玉県に人が流入することが予想されたこと、変異株の新規陽性者数が増加していること、都内との鉄道のつながりの3点を勘案し、専門家の意見を伺った上で、総合的な判断により指定した。
- 2 八潮市、三郷市、吉川市を重点区域に指定しなかった理由は、先に申し上げた3点を勘案し、総合的に判断してのことである。

### 経済対策幹

- 3 従来から酒の提供時間を短縮するようお願いしてきたが、今回は、終日、酒類の提供が自粛となった。これは、国の基本的対処方針に基づき県として判断したものである。また、協力金も国が制度設計しており、飲食店の売上げの約3割が固定費と考えられることから、これに対し、売上の4割程度を協力金として支給するものと聞いている。酒類の提供自粛による協力金の見直しはなく、従来どおり40,000円と整理している。計算の仕方は、売上高方式と売上高減少額方式があるが、売上高減少額方式を選ぶと最大200,000円支給できる。国の基準で支給することを御理解いただきたい。
- 4 さいたま市、川口市の時には、県のホームページでお知らせし、経済団体等にも周知した。また、協力金受給者には、直接、郵送により、制度が変わることについて周知した。今回も、議決後に、ホームページで案内し、個別に郵送するなど、プッシュ型の周知を図りたい。

### 飯塚委員

今回、措置区域に入らなかった3市についても十分に注意していただきたい。まん延防止等重点措置区域の指定による効果の検証、データ等見える化を行うことについてはどう考えているか。

### 危機管理課長

見える化について御指摘いただいたが、人の流れについては、主要駅である大宮駅、川口駅、川越駅、南越谷駅、所沢駅の平日及び土日における、人の滞在の状況について調査を行った。それにより、人の動きを把握しているところであるが、見える化の取組については、御指摘を参考に検討していきたい。

## 荒木委員

- 1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証は、適切な感染防止対策が講じられていることを証明するものと理解している。店や利用客が、認証されているからお酒も飲める、と誤解する可能性があるのではないかと。整合性についてどう考えるか。
- 2 今回、8,000店と、多数の店舗を見回る予定としているが、果たして実際に見回ることができるのか。
- 3 地元のさいたま市で、チェックが面倒と考えて休業する店が少なくとも2件あると聞いている。休業の場合の取扱いはどうなるのか。
- 4 メディアでも取り上げられているとおり、飲食店による飲酒ができないため、屋外での飲酒例が増えている。路上飲みが感染拡大につながることを周知していく必要がある。県としてどのように対策を行っていくのか。

## 経済対策幹

- 1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証については、アクリル板等の設置や、換気の徹底など感染防止対策ができているかを認証するものである。一方、措置区域においては、国の方針に基づき、しっかり要請するよう求められている酒類の提供自粛は、飲酒の機会が感染に一定の役割を果たしているとの専門家の意見を受けて要請しているものである。飛沫感染を防止するアクリル板の設置は、リスクを低減する取組ではあるものの、会話により飛散する飛沫自体を抑えることが求められている。会話の飛沫自体を抑えるためには、飲酒の機会を控えることが必要となるので、酒を控えるよう店頭チラシやメニュー等で表示するよう現地確認の際にお願いし、利用客に誤解のないように取り組んでいただく。
- 2 さいたま市、川口市の場合は、60チーム120人体制で回っており、今回の13市町においては、100チーム200人体制で回りたいと考えている。計画上は5月11日までに、14日間で回れると考えている。昨日の現地確認では、2件の再確認が必要となった。再確認を5月11日までに確認できない場合は、5月19日まで現地確認を実施していきたい。
- 3 ホームページに掲載しているが、休業している店については、希望がある場合を除き、現地確認は行わない。その場合、ステッカーは交付されないが、協力金の支給は、休業していたことを確認の上、支給する運用としたい。

## 危機管理課長

- 4 県のホームページや市町村の防災無線で周知を行っている。また、公園における飲酒について、県営公園では飲食禁止とし、見回りを行っている。市町村立公園でも同様の対応をしてもらうよう、協力要請をしている。路上飲みについては、対策が難しい部分もあるが、ツイッター等の若者向けのツールを用いて、注意喚起していきたい。

## 荒木委員

- 1 酒類の自粛の担保をしっかりとってもらいたいが、どう考えるか。
- 2 先ほど、さいたま市、川口市の現地確認の際に、「2店舗再確認が必要となった」という答弁があった。見回る数が多いので効率性を考えると、不備があってもその場で直せるなら、その場で改善してステッカー交付するというやり方でよいのではないかと。

## 経済対策幹

- 1 4月27日の現地確認の際は、28日以降の酒類の提供自粛を呼び掛けている。28日以降はチェックシートに「酒類の提供自粛」を明記し、「守る」と申告すれば、チェックを入れる運用としたい。協力金支給の際は、酒類の提供自粛を客に周知する案内チラシ、メニュー等の表示で確認して、「嘘はない」と誓約してもらおうことを考えている。
- 2 不備があった場合に、その場で改善できればクリアとするなど柔軟な対応をしている。今回、再確認が必要となった2店舗は、その場で直せるものではなく、レイアウトの変更等を伴うものだったため、再度予約してもらって確認することとなった。

## 荒木委員

路上飲み対策について、若者にSNS、ツイッター等で発信するという答弁があったが、しっかり認識いただけるようにやっていただきたい。先ほど飯塚委員の質問でもあったが、取組を進めていく中でしっかり立ち止まってその効果を検証し、そしてその検証結果、経過を県民にしっかりと見える化し、周知をしていく必要があると考える。(意見)

## 岡委員

飲食店は非常に厳しい状況である。これからしばらくこの状況が続くと思うが、県の専門家会議は医療関係者のほかに経済の専門家も参加しているのか。

## 保健医療政策課長

県の新型コロナウイルス専門家会議のメンバーは、感染症等の専門家で構成されており、経済関係の専門家は参加していない。

## 岡委員

県の専門家会議には経済の専門家が参加していないとのことだが、飲食の現場の状況をしっかり聞きながら対策をしていく必要があるのではないか。

## 産業労働部長

確かに県の専門家会議は医療関係者が主になっている。まん延防止等重点措置の関係で様々な事業者に要請しているので、経済の専門家の意見を伺うことは大事と考える。しっかり検討していきたい。

## 石川委員

- 1 昨日から現地確認の予約が始まって、4月30日までの予約を呼び掛けているとのことだが、体制はこれで十分か。場合によっては延長も必要ではないか。今後、13市町が増えることになった場合の体制はどうなるか。
- 2 飲食店には協力金が出るが、酒類の納入業者には補償がなく、窮している。今後、対策を検討していかなければならないが、どう考えるか。

## 経済対策幹

- 1 さいたま市、川口市では、4月21日から予約受付を開始しており、現時点で目標7,500店舗に対し、4,873件、約65%の予約を完了している。今回新たに追加となる13市町に対しても、引き続き、プッシュ型で申請が伸びるよう、働き掛けたい。

電子申請ができない人には、予約窓口としてコールセンターを設けているが、受付初日をはじめ、平日は電話がつながりにくいという実態があるので、今回の補正予算を認めていただければ、コールセンターのオペレーターを増員させたい。

- 2 1月から3月に発令された緊急事態宣言において影響を受けた事業者を支援する制度を、一時支援金として国が創設した。まん延防止等重点措置の影響を受けた事業者に対する支援についても、現在、国が同様の制度を検討していると聞いており、動向を注視している。既存の制度においても、支給額や減収要件等について、非常に厳しい要件となっていることから、今までも国に改善を要望してきた。今後創設される新しい制度についても、要望していきたい。

## 水村委員

- 1 見回りは限られた時間の中で行う必要があるが、見回りの計画を誰がどういう体制で立案しているのか。
- 2 数日前の報道で「重点措置の下で酒類提供自粛などを要請できるようにする制度改正を政府に求めることで神奈川県、千葉県、両県の知事と合意した」とあったが、その結果どのような制度改正がなされたのか。
- 3 重点措置区域内で飲食店を営んでいるが、協力金をもらわないから、営業自粛を行わないという方もいると報道でも聞いている。罰則もあるとのことだが、具体的にどういった点に従わないと罰則の対象になるのか、また、その根拠は何か。

## 経済対策幹

- 1 さいたま市、川口市では、10人の調整班で日程調整等を行っている。今回13市町が増えるに伴い、更に20人追加し、計30人体制で、日程調整等を行っていききたい。調整班は部内からの応援職員で構成しており、現場のルート設定等を行い、確認班や訪問先に伝達している。確認班は、庁内各所属から応援職員を出してもらっている。

## 危機管理課長

- 2 4月22日に3県の知事でオンライン会議を行った。会議では「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき飲食店に対し、酒類を提供しないことを求めることが重要である」という共通認識の下、基本的対処方針の変更を国に要望した。その結果、翌23日に国から示された基本的対処方針では、特措法第31条の6第1項の規定により、酒類の自粛を求めることができる旨が記載された。
- 3 特措法第31条の6第1項を根拠とする。だが、罰則を科す前に、その店舗が協力をしていないことの確認が必要であり、協力していない場合、電話、文書、立入りによる協力要請を行う。それでも協力をいただけない場合は、専門家の意見を聞きながら、まん延防止等重点措置の期間終了後に、裁判所に手続きをすることとなる。ただし、手続きに関しては、いくつかの要件があるので、国と相談しながら進めることになると思う。

## 水村委員

罰則も使い方が重要であるが、まん延防止等重点措置の期間が、2週間しかないために、罰則適用まで至らないのではないかと。そのような見方をされると罰則の効果が薄いと思うが、具体的にどれくらいの期間で手続きを行うのか。

## 危機管理課長

手続きの期間については、個々の案件によって異なるが、行政手続法に定める期間が必要である。2週間では、協力をしていないことの確認をしてから裁判所の手続きにより、過料決定に至ることは難しいものと考ええる。

### 深谷委員

見回りについては、そもそも感染防止の強化が第一の目的である。見回りに当たっては、レベルをもう一段上げないといけないのではないか。各飲食店で、感染予防対策を工夫しているが、感染者の増加傾向が見られる。何があと必要なのかという視点が大事かと思うが、どう考えるか。

### 経済対策幹

飲食店には元々、業界が定めたガイドラインの遵守をお願いしてきたが、国はガイドラインよりも更に一段レベルの高いものを求めている。例えば、手指消毒について、ガイドラインでは設備を用意すれば足りるが、国の通知では、設備の設置に加え、従業員が客に呼び掛けることを求めている。また、座席間隔の確保について、ガイドラインでは「できるだけ1メートル以上」となっているが、国の通知では、「1メートル以上」としている。今回のチェックリストは国が要請するレベルのものを盛り込んでおり、一段レベルの高いものとなっている。また、カラオケ自粛もガイドラインにはないが、国の要請に従い、今回のチェック項目に追加した。認証することによって店のPRになるし、県民の安心安全につながる。この取組が広がるよう努めていきたい。

### 深谷委員

飲食店を見回る人は、感染症の専門家でない。私が専門家と話した際は、消毒を置く場所とかアクリル板をどう配置するか等について、専門的で合理的な助言をいただいた。全ての店に専門家を同行させるのは難しいが、例えば一部の見回りに同行してもらい、実際に指導していただき、それを動画に収めて広めるとか、もう一步踏み込んだことができないかと思うが、どう考えるか。

### 経済対策幹

専門家の知見を生かして、よりきめ細かな基準に基づいて取り組んでいただくことは重要であるが、今回、限られた時間の中で飲食店を見回る必要があり、一般の方が対応できる水準でチェックシートを作成した。ただし、これまでも各業界団体が作成する業種別の彩の国「新しい生活様式」安心宣言については、医師や経済団体の代表者等で構成される評議会に諮り、内容について意見を聞いていた。今回のチェックリストについても、評議会で事前に見ていただき、さらに、委員から様々な意見をいただき、チェックリストに反映した。例えば、入店者の整理・誘導という項目について、「密にならないよう」という言葉を追加したり、二酸化炭素濃度の目安をチェックリストに盛り込んだりした。

### 深谷委員

飲食店における感染対策のために専門家の知見を取り入れることについて、保健医療部との連携はどうなっているのか。

### 保健医療政策課長

感染防止対策のために専門家の知見を皆様に分かりやすく周知することは非常に重要なことだと思っている。例えば、福祉施設などでは感染防止対策などを動画にまとめ、誰でも視聴ができるようネットに配信するなどの取組を行っている。産業労働部において、例えば、事業所向けに、ポイントとなるような部分を専門家の知見を基に分かりやすく説明する動画やチラシの作成等を検討するのであれば、連携してやっていきたい。

### 秋山委員

- 1 県南地域、特に三郷市、八潮市及び吉川市を重点措置区域外としたのは何故か。特に八潮市では、直近1週間の新規陽性者数が増加しており、鉄道も東京都と接続しているが、これらの事実は無視されたのか。
- 2 重点措置区域と措置区域外における酒類の提供の可否について、分かりやすく説明されたい。
- 3 酒類の提供自粛について、先ほど売上高減少額方式にシフトできるという話があったが、この方式に基づく協力金の申請額は増加する見込みか。
- 4 もし県が独自に協力金を増額した場合、国はその分の補助金を出さないのか。

### 危機管理課長

- 1 八潮市を重点措置区域外としたのは、東京都からの人流や鉄道の状況、新規陽性者数等を総合的に判断した結果であることを御理解いただきたい。
- 2 重点措置区域内では酒類の提供を終日自粛していただくが、措置区域外では一人飲みと同居家族のみのグループが例外となる。一人飲みは飲酒に伴う感染リスクが少なく、同居家族のみの会食は現状においても認められていることが理由である。

### 経済対策幹

- 3 酒類の自粛で売上高減少額方式を採用する割合が若干高まるのではないかと想定し、その分を予算に計上している。
- 4 県が独自に協力金を増額した場合は、県の財源で対応し、国は出さないというのが国の考えである。

### 秋山委員

酒類の提供に際して、そのグループが本当に同居家族であるか判断できないのではないのか。措置区域外において、一人飲みと同居家族のみのグループが例外とされることは周知できるのか。また、売上高減少額方式等分かりにくく感じるが、どう周知していくのか。

### 危機管理課長

重点措置区域外において、一人飲みと同居家族のみのグループに対しては酒類の提供が可能であると公表している。同居家族かどうかの判断は、店で声掛けをして確認いただくことになる。

### 経済対策幹

家族確認をどうするかについては、店頭で「家族以外は酒類提供自粛」と掲示することで、利用しようとする客が控えるということが期待できる。明らかにおかしいと思われる場合には客に声掛けするという対応が考えられる。また、協力金の申請の際の書類には、掲示物やメニュー等に、酒類提供自粛の表示があるかを確認したいと考えている。また、

売上高減少額方式については、大企業はこの方式しか採用できない、中小企業はこの方式が有利だと判断すれば採用できることを既に公表しているため、事業者が判断できるものと考えている。

#### **秋山委員**

一律の増額支給にした方が分かりやすいと思う。定額方式と売上高減少額方式とどちらの方法を採用したらよいか事業者は分からないかと思う。周知の仕方をどうするか。

#### **経済対策幹**

売上高減少額方式については、一定の売上げがないとメリットが出ない。この方式を採用して申請するのはある程度規模の大きい事業者なので、今の周知で御理解いただけると思っている。

#### **田並委員**

- 1 先ほどホームページで周知を図っているという話があったが、ホームページだけでは伝わらない。主要な業界団体に周知して、そこから会員に周知してもらうとか、もっと周知の徹底を図ってもらいたいが、どう考えるか。
- 2 路上飲酒の抑制について、市町村と協力して防犯パトロールを活用するなど、今回は厳しく対応しているという姿勢を示すべきと考えるが、如何か。

#### **経済対策幹**

- 1 即応性があるということでホームページを例として挙げた。市町村、商工団体、生活衛生同業組合等をお願いして、周知を図っている。特に、商工会、商工会議所は、補正予算第2号で補助金の予算を認めていただいたので、管内の飲食店を個別に訪問するなど、必要な方に届くようにしっかり周知していきたい。

#### **危機管理課長**

- 2 市町村にも協力をお願いしたい。抑止力の面では警察の協力も不可欠と考えており、パトロールの一環として、駅や公園、路上等での飲酒に対し声掛けをしてもらうよう調整を行った。

---

#### **【付託議案に対する討論】**

なし

---